

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業

【99（79）百万円】

対策のポイント

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・欧米や中国・韓国では、近年、有機食品の市場が急速に拡大しており、欧米で約3～4兆円に達しているのに対し、我が国は欧米より一桁小さい市場規模にとどまっています。
- ・我が国では、有機農業は気象要因から安定的な生産が難しく、「生産が点在、小口流通が中心」等の特徴から需要サイドは効率的・安定的な農産物の確保が難しいこと、環境保全型農業はコストや労力に見合う付加価値が付かない等の課題があります。
- ・一方、新規就農者の約3割が有機農業での就農を希望しており、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では「持続可能で環境に優しい食料の使用」が目標となるなど、オーガニック・エコ農業への注目が高まっています。
- ・こうした状況を踏まえ、我が国のオーガニック・エコ農産物の生産・市場拡大に向けて、生産と実需の結び付けによるビジネス展開の推進や、新規就農・転換者の定着・拡大を図ることにより、オーガニック・エコ農産物の安定供給体制の構築を進めていく必要があります。

政策目標

- 市町村における有機農業の推進体制の整備率：50%（平成30年度）
- エコファーマー累積新規認定件数：32万件（平成31年度）

<主な内容>

1. 全国推進事業

- (1) オーガニック・エコ農産物の生産・需要情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）を結び付けるポータルサイトを構築するとともに、ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置を支援します。
- (2) 有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会やシンポジウムの開催など、実需者や消費者向けのオーガニック・エコ農産物に関する理解増進のための活動を支援します。
- (3) オーガニック・エコ農業への就農・転換を促すための先進事例の調査・分析、研修会の開催など参入・定着の取組を支援します。
- (4) オーガニック・エコ農産物の流通拡大の阻害要因となっている物流に係る課題の解決を図るため、生産・流通・実需等の幅広い関係者が連携して実施するモデル実証プロジェクトの取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

2. 地区推進事業

- (1) オーガニック・エコ農産物の生産供給拠点の構築に向け、地域におけるオーガニック・エコ農業に関する安定供給力、産地販売力及び産地育成力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：協議会

- (2) 環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品の産地販売力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：農業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-0499）]

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（拡充）

平成29年度概算決定額 99（79）百万円

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し、円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

1. 全国推進事業

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(1) 生産・実需情報の共有基盤の構築・活用

○生産・実需情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者を結び付けるポータルサイトの構築

○ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置

等



(2) 生産・実需・消費の連携による価値共創・理解増進

○生産者と実需者が実際に顔を合わせ、信頼の向上を図りつつマッチングを行うフェアの実施

○生産者と消費者の交流会やシンポジウムの開催

○実需者向けの有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催

等



(3) 新規就農・転換者の拡大

○オーガニック・エコ農業へ就農・転換を促すための先進事例の調査・分析や研修会の開催

等



(4) 流通上の課題解決に向けたモデル実証プロジェクト

○生産・流通・実需等の幅広い関係者がプロジェクトチームを形成し、オーガニック・エコ農産物の流通拡大の阻害要因となっている物流に係る課題の解決を図るためのモデル実証プロジェクトを実施



2. 地区推進事業

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(1) 生産供給拠点の構築

① 安定供給力強化

栽培技術の実証、栽培技術講習会の開催

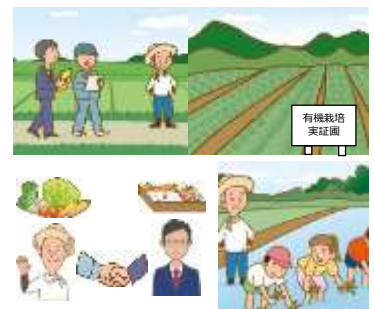
② 産地販売力強化

オーガニック・エコ農産物のブランド化の取組、消費者・実需者等との現地交流会の開催

③ 産地育成力強化

オーガニック・エコ農業への就農・転換希望者の現地説明会、有機JAS取得のための講習会開催

等



(2) 環境保全型農業による農産物等の産地販売力の強化 【環境保全型農業連動型】

環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う上記②の取組

環境保全型農業直接支払交付金の取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組



※(2)の事業実施主体は、環境保全型農業直接支払を行っている農業者団体等に限る。

通20

農業人材力強化総合支援事業

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

【20, 244 (19, 347) 百万円】

対策のポイント

次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。

<背景/課題>

農業就業者の平均年齢が66歳(平成27年)と高齢化する中、青年新規就農者数を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくため、次世代を担う農業者を育成するための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

農業競争力強化プログラム(平成28年11月 農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、平成29年度から※で示す事項を見直します。

1. 農業次世代人材投資事業(旧 青年就農給付金事業)

14, 013 (11, 614) 百万円

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、「準備型」として就農前の研修期間(2年以内)の生活安定に、「経営開始型」として就農直後(5年以内)の経営確立に資する資金を交付します。

準備型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満(就農時)の研修に専念する就農希望者
- (4) 交付単価等 年間150万円、最長2年間
- (5) 主な交付要件等
 - ア 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・ 研修終了後1年以内及び交付期間の1.5倍(最低2年)以上就農すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者等になること※
 - ・ 親元就農の場合、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になること
 - イ 平成29年度以降の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長※

経営開始型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 市町村
 - 経営・技術、資金、農地について支援体制が整備されていること※
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者

[平成29年度予算の概要]

- (4) 交付単価等 年間最大150万円、最長5年間
平成27年度以降の新規交付対象者から、前年所得に応じて交付額を変動
- (5) 主な交付要件等
- ア 独立・自営就農であること
 - ・ 市町村等が適切な営農をしていないと判断した場合は打ち切り
 - ・ 親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象
 - ・ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の交付期間中に所有権移転すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、交付終了後、交付期間と同期間以上営農すること※
 - イ 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定※
 - ウ 平成29年度以降の新規交付対象者から、早期に経営確立し、さらなる経営発展に繋がる取組を行う者に対し、最大150万円（又は3年目交付額の2倍のうち低い額以内の額）を交付し、本事業から卒業※

2. 農の雇用事業 5,558(7,150)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人独立に向けた研修を支援します。また、法人による従業員等の国内・海外派遣研修を支援します。

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の正社員を雇用し、生産技術等の実践的な研修を実施する農業法人等
- (4) 交付単価等 年間最大120万円、最長2年間（法人独立に向けた研修は年間最大120万円、最長4年間（3年目以降年間最大60万円））
- (5) 主な交付要件等
- ア 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者の定着率が一定以上であること※
 - イ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること
 - ウ 研修対象者は研修実施法人等に正社員として研修開始時点で4ヶ月以上雇用されていること

3. 農業経営確立支援事業（旧 新規就農者育成支援事業）

673(583)百万円

優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、以下の取組を促進します。

- ・ 農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組
- ・ 経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組
- ・ 農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組
- ・ 農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出※

〔 補助率：定額、1/2 〕
〔 事業実施主体：都道府県、民間団体 〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

農業人材力強化総合支援事業 (農業経営塾運営支援事業)

【150百万円】

対策のポイント

優れた経営感覚を備えた担い手の育成のため、地方における農業経営塾の開講の準備を支援します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成するため、農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備を図ることが必要です。
- ・その一環として、地方の農業者が営農しながら体系的に経営を学ぶ場（農業経営塾）を開講する必要があります。

政策目標

- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 次世代を担う優れた経営感覚を備えた農業者の育成

<主な内容>

モデル県における平成29年度からの農業経営塾の開講のために、カリキュラム検討、受講生の募集、研修設備の高度化等の開講準備に要する経費を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県、大学、民間団体等

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2160)]

農業と地域の活性化において重要な役割を果たしている女性のチャレンジを促し、次世代リーダーとしての活躍を支援します。

次世代リーダー育成支援 /地域女性の潜在力・能力の発揮

- ・消費者への直接販売や商談会出展等の機会提供等を内容とする実践型研修を通じて、自己の経営力向上を実現するだけでなく、地域農業界における次世代リーダーとなり得る女性農業経営者を育成。
- ・将来的に経営者となり得る人材の掘り起こしや、そうした人材向けのビジネススキルの研修等を通じて、地域における女性農業者の新たなビジネス展開に向けた意欲の向上と能力の発揮を促進。

女性農業者の活躍発信と 地域ネットワークの強化

- ・女性農業者の活躍とその多様性の理解を促進し、将来的には職業として農業を選択する女性の増加を目指す「農業女子プロジェクト」の取組を広く社会に発信。
- ・「農業女子プロジェクト」の地域における展開を活発化することを通じ、女性農業者のネットワークを強化し、地域農業の活性化にも資する取組を促進。

女性の活躍推進に取り組む 農業経営体の認定・表彰

- ・女性農業者の活躍推進に取り組んでいる農業経営体を認定・表彰するとともに、認定を受けた農業経営体の経営者等による啓発セミナーを各地域で開催することにより、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。

女性の活躍の推進

- 女性農業経営者の能力を最大限に活かすことを通じた、農業の成長産業化
- 女性農業経営者の意欲と収益力向上
- 新規就農者に占める女性の割合の拡大

荒廃農地等利活用促進交付金

【231（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

○平成37年までに農用区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用活動への支援

1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

2. 荒廃農地の発生防止活動への支援

2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地〈B分類〉がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

3. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

4. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（ 補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2、55%等
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）]

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額：231（231）百万円】

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

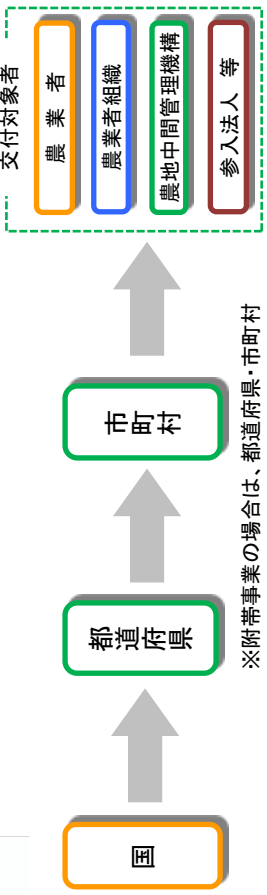


2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

通25

【交付金の流れ】



【主な支援内容】

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。

施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。

2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。

※1「地域づくり放牧事業」（生産局所管）
 ※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

- ・ 附帯事業への支援 都道府県 市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等））
 1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

農山漁村振興交付金

【10,060(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。
2. 山村活性化対策 780(750)百万円
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農泊推進対策 5,000(-)百万円
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。
4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

交付率：定額、1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること
農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること
農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること
農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

○ 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

○ 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

○ 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験

森林散策

地引き網魚体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修

農家レストランの整備

○実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
 ○実施期間：上限2年 等
 ○交付率：定額（上限800万円等）、1/2等

農山漁村活性化整備対策

○市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

※水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防犯安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設 等

実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
 実施期間：上限5年
 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○ 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援

○実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
 ○実施期間：都市農村共生・対流対策：上限2年
 地域活性化対策：上限5年
 ○交付率：定額（上限800万円等）、1/2



高齢者のいきがい農園の整備



活動計画づくり



障害者による玉ねぎ収穫

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

○実施主体：市町村等
 ○実施期間：上限3年
 ○交付率：定額（上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 農福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

都市農業機能発揮対策事業

【160（191）百万円】

対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- ・基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していくことが必要です。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

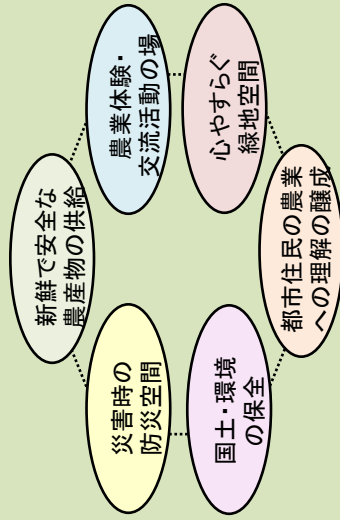
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する 新たな施策の方向性

都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先: 地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 民間団体等)



住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例(地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等)の創出と横展開を推進。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 市町村、J A、NPO法人等)



都市農地にあるハウスを活用した吹き出し訓練

都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率: 定額)
(事業実施主体: 地域協議会、民間団体、NPO法人等)



農業飛散防止施設(防葉ネット)

新たな木材需要創出総合プロジェクト

【1, 218 (1, 417) 百万円】

対策のポイント

木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制を構築します。

<背景/課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要です。
- ・このため、特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれる都市部の中高層建築・低層非住宅建築等をターゲットとした「都市の木質化」に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を進めることが必要です。
- ・平成28年度補正予算では、特に中高層建築物等への活用が期待できるCLTの普及を加速させる取組を推進しています（10億円を措置）。
- ・また、様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等の取組を効果的に進めることが必要です。
- ・さらに、これらの木材需要に適確に対応するため、川上から川下までの関係者間による需給情報の共有化の徹底、将来的な輸出拡大に向けた森林認証制度の普及促進、民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築を図ることが必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,400万^m (平成26年度) → 4,000万^m (平成37年度))

<主な内容>

1. 都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及

353 (365) 百万円

(1) CLT等中高層建築物等の木質化に係る技術の開発・普及

コストや構造性能・居住性能に優れた、CLTの多様な活用事例を全国各地に創出する観点から、CLTを活用した普及性や先駆性が高い建築物の建築等を支援します。また、それらの成果を踏まえたCLTの活用方法の普及、CLT強度データ等の収集、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行います。さらに、製材用材の需要拡大に向けた新たな製品・技術の開発・普及、一般流通材による店舗等低層非住宅建築物の木造化に向けた取組を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・ CLTの基準強度告示の充実にに向けた検討等を実施

(2) 木材を利用した建築物の建設に携わる設計者の育成等の促進

中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組を支援します。また、木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組を行います。

2. 地域材利用促進

723(850)百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。また、木造と他構造の設計を行い、両者のコスト比較などで得られたデータを地方公共団体等に幅広く情報提供することにより、木造化への誘導を促進します。

(2) 新規分野における木材利用の促進

土木分野等における全国的な実証・普及等を通じた木材利用推進の取組を支援します。

(3) 工務店等と林業・木材加工業の連携による住宅づくり等への支援

地域材の利用拡大に向けて、工務店等と林業・木材加工業が連携し、地域材のサプライチェーンの構築や木材が見えるような意匠性の高い利用など地域材利用が付加価値向上につながる住宅づくり等のモデル的な取組を支援します。

(4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。

(5) 木質バイオマスの利用拡大

地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス（竹を含む。）のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等を支援します。

(6) 海外での地域材利用

海外での日本産木材の利用拡大のため、日本産木材により内装木質化したマンションモデルルームによる展示・PR等の取組を支援します。

(7) 違法伐採対策の推進

「クリーンウッド法」の施行・運用に向けて、違法伐採関連情報の提供や、木材関連事業者の登録の推進、協議会による教育・広報活動の取組を支援します。

3. 地域材の安定供給対策

141(201)百万円

(1) 需給情報共有化対策

川上から川下の関係者、国有林及び都道府県が広域的に連携し、都道府県の境界を超えた需要見通し、伐採計画、苗木の供給見通し及び原木市況に関する情報の共有化を図るため、協議会を開催します。

(2) 森林認証材普及促進対策

森林認証（FM認証・CoC認証）の取得を促進するため、協議会の設置、認証取得に向けた合意形成や認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。

(3) 民国連携木材流通対策

広域的な原木流通や多様な木材需要に対応することができるよう、原木流通拠点として、国有林を核としたストックヤード整備を行い、民有林と国有林の協調出荷等の推進を通じて、地域材の安定的・効率的な木材流通体制を構築します。

補助率：定額、1/2、3/10
※1、2及び3の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体等

お問い合わせ先：
1、2(3)、3の事業
林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
2の事業
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

新たな木材需要創出総合プロジェクト

〔平成29年度予算概算決定額
1,218 (1,417) 百万円〕

背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要である。

実施内容

林業の成長産業化を実現するため、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制を構築。

都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及 【353 (365) 百万円】

○特に木材利用が低位で潜在的な需要が大きく見込まれる都市部の中高層建築等をターゲットとした「都市の木質化」等を推進。



CLTの汎用性拡大に向けたCLT強度データ等の収集



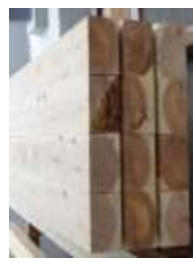
CLTの施工方法及びコストダウンに向けたCLTを活用した先駆的建築の支援



中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発



店舗等低層非住宅建築物の木質化に向けた取組の支援



需要創出・高付加価値化等製品・技術の開発・普及



木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組の支援や木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及

地域材利用促進

【723 (850) 百万円】

○様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等を推進し、豊富な森林資源をフル活用。



設計段階からの技術支援や木造と他構造の設計を行い両者のコスト比較により木造化へ誘導



土木等新規分野での木材利用の実証・普及



川上と川中、川下が行う地域材利用拡大の取組や、木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成する普及啓発の取組への支援



木質バイオマスの利用拡大に向けた相談窓口の設置、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等の支援



日本産木材により内装木質化したマンションモデルルームによる展示・PR等の取組を支援



「クリーンウッド法」の施行に向け、違法伐採関連情報を提供、事業者登録の推進、協議会による教育・広報活動の取組を支援

地域材の安定供給対策

【141 (201) 百万円】

○民有林と国有林の連携等による地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を推進。



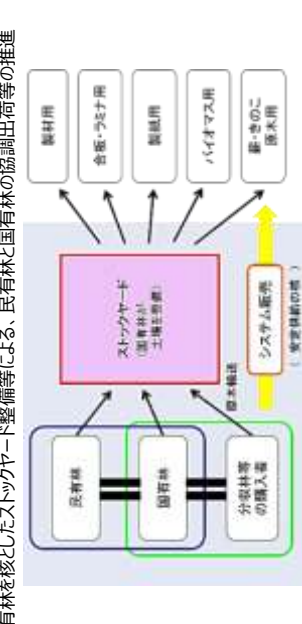
川上から川下の関係者、国有林及び都道府県が広域に連携した協議会での、需要見直し等に関する情報の共有化



国内の森林認証・認証材の普及のため、認証取得に向けた関係者の合意形成への支援



国有林を核としたストックヤード整備等による、民有林と国有林の協調出荷等の推進



平成37年の国産材供給・利用量4,000万m³を達成し、林業の成長産業化を実現

森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるような森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLT・CNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

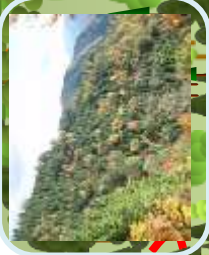
改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における公的森林整備等の実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林について、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

奥地水源林の針広混交林化



水源涵養機能を維持発揮

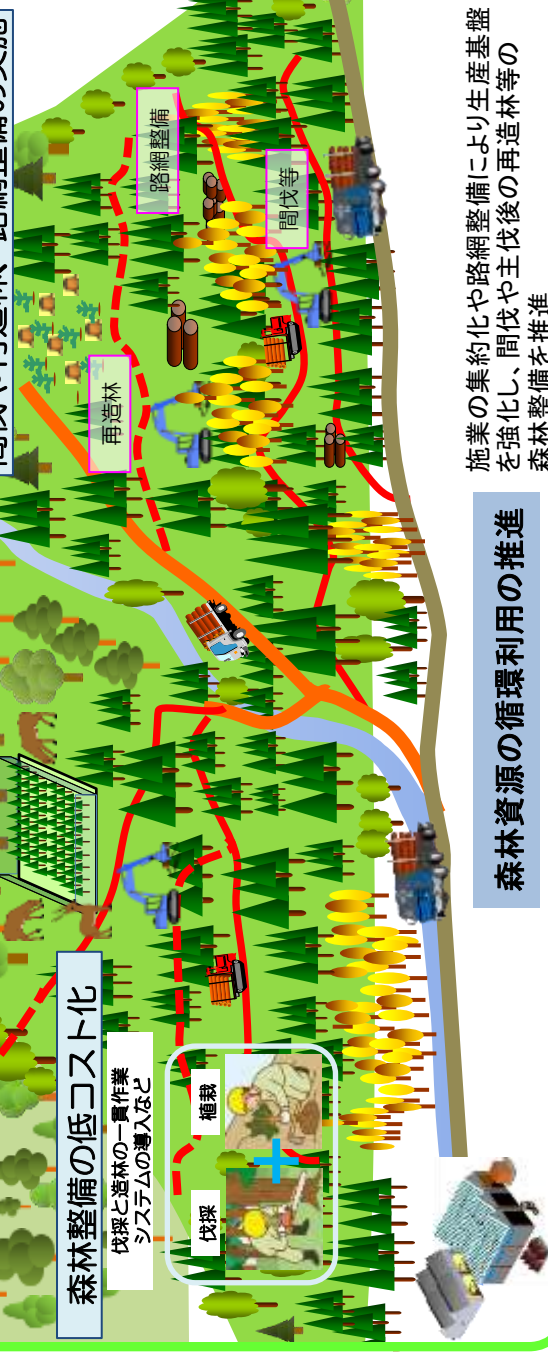
シカ等の鳥獣被害対策の実施

鳥獣害防止施設の改良を含めた整備

気象害による被害森林の整備



間伐や再造林、路網整備の実施



森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



団地整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



漁場造成による漁場の整備



漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)

【森林基盤整備】



適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐための海岸堤防の整備を推進



景観に配慮した侵食対策



津波、高潮対策としての水門の整備